

2025 公益法人制度改革

R6.10.22 宮城県私学・公益法人課 



よろしくおねがい
します

明治29年

平成20年

令和7年

「民法」

営利法人と 非営利法人

社団法人・財団法人

- 🐱 行政庁の許認可
- 🐱 社会情勢の展望で、営利に近い社団・財団法人
- 🐱 不祥事、天下り

「一般法人法」
「公益法人認定法」



一般社団・財団法人
公益社団・財団法人

- 🐱 合議制委員会
- 🐱 厳格な事前規制・監督
- 🐱 国民の信頼確保に重きを置いた行政

公益的活動の自由な展開・
伸長の制約

「一般法人法」

「公益法人認定法」

改正

- 🐱 公益法人が、より柔軟・迅速な公益的活動を展開
- 🐱 より国民からの信頼・協力を得られる存在となることを目的として、公益法人制度全般の抜本的な改革

改正の概要



公益法人認定法の概要(令和7年度適用)

1 財務規律の柔軟化・明確化

- ① 収支相償原則(費用 $\geq$ 収入)を見直し、**中期的期間(約10年間)**で収支の均衡を図る 
- ② 将来の**公益目的事業**を**充実**させるための**資金**を規定(積立ては費用とみなす) 
- ③ 「遊休財産」の名称を「**使途不特定財産**」に変更
- ④ ③の保有上限の算定が、公益目的事業の経費1年間から過去5年間平均に見直し
- ⑤ **公益目的事業継続予備財産**を、その必要性を公表することで、保有上限とは別に保有することが可能

2 行政手続きの簡素化・合理化

- ① 収益事業等の内容の変更について、変更認定から届出制に見直し 
- ② 公益目的事業の内容変更について、認定と届出を明確化し、公益目的事業に変化がないことが明らかな場合は、原則届出制

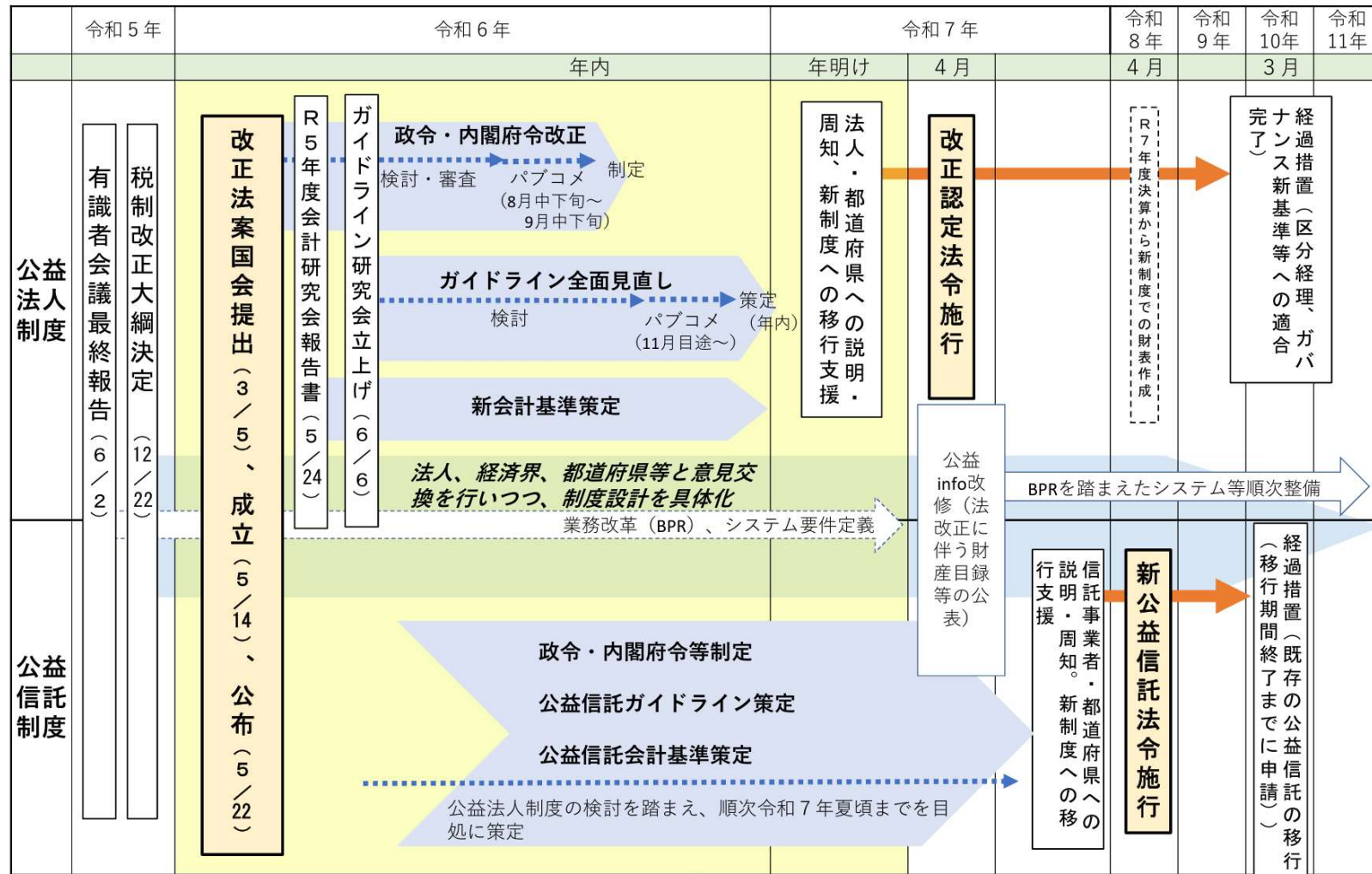
3 自律的なガバナンスの充実、透明性の向上

- ① わかりやすい財務情報開示のため、公益法人に**3区分経理**(公益目的事業、収益事業等、法人運営)を**貸借対照表**含め**原則義務付け**
- ② 正味財産増減計算書(損益計算書)から「**活動計算書**」に名称、記載内容の変更
- ③ 公益認定の基準として、**(1)理事・監事間の特別利害関係の排除**及び**(2)外部理事・監事の導入**を追加。併せて、公益法人は、事業報告に、適正な運営の確保のため必要な事項(ガバナンス充実に向けた自主的な取組等)を記載する
- ④ 公益法人の責務として、ガバナンスの充実や透明性の向上を図るよう努めるべき旨を規定
- ⑤ 併せて、国の責務として、情報収集・提供等の公益法人の取組の支援を行う旨を規定



 **施行日 公布後1年以内(令和7年4月予定)**

制度改革のスケジュール（予定）



※ 現行制度で可能な見直しは順次先行実施

中期的收支均衡



中期的収支均衡（概要）

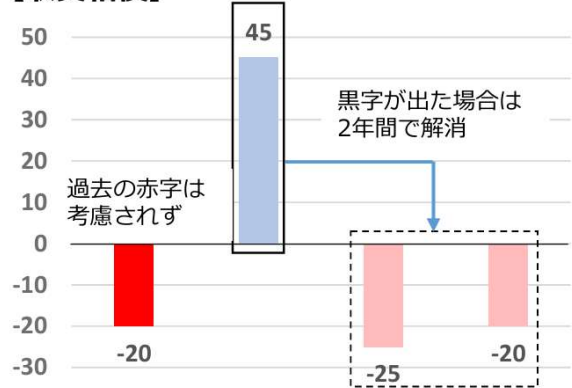
第1回F U会合資料

（検討を反映した修正あり）

公益法人は、その公益目的事業を行うに当たっては、内閣府令で定めるところにより、当該公益目的事業に係る収入をその実施に要する適正な費用（当該公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金として内閣府令で定める方法により積み立てる資金を含む。）に充てることにより、内閣府令で定める期間において、その収支の均衡が図られるようにしなければならない。（改正後法第14条）

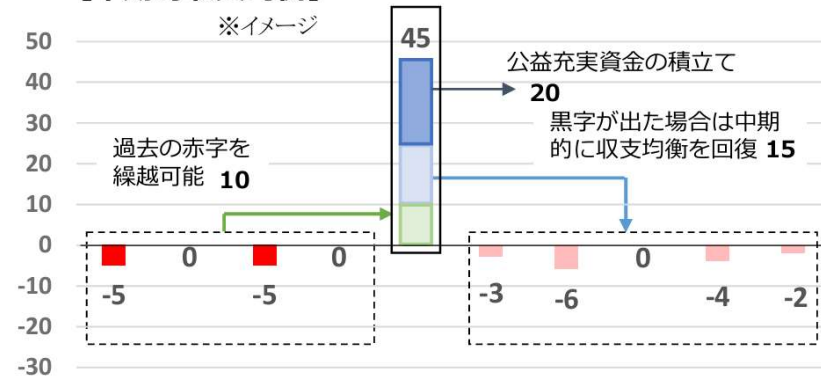
- 収支相償原則（費用を超える収入を得てはならない）を見直し、財源の有効活用という趣旨が明確になるよう収支均衡（収入を費用に充てる）を規定
- 収支均衡の判定については、単年度ではなく中期的期間（内閣府令で定める期間）で行う趣旨を明確化
- 公益充実資金（公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金）についてはP9

【収支相償】



- ①当該事業年度の収入と費用で収支相償を判定
- ②各公益目的事業別（公1・公2単位）に収支相償（第一段階）の判定を行った上で、収益事業等からの繰入れ等を加味し公益目的事業全体で収支相償（第二段階）を判定。黒字が出た場合、当該事業の拡大等により解消
- ③判定方法については、ガイドラインで規定

【中期的収支均衡】



- ①当該事業年度の収入と費用を算定後、過去の赤字と通算可能
- ②公益目的事業全体で収支均衡を判定。均衡を欠く状態が中期的期間（5年間）解消されない場合、中期的収支均衡が図られていないものと判定。黒字が出た場合、公益目的事業全体の拡大等により解消
- ③判定方法については、法律の規定に基づき、内閣府令で規定予定

※ 黒字・赤字の算定は新制度施行後から開始。ただし、コロナ禍における10 運転資金不足による借入金の返済に関し施行前の赤字の一部考慮を検討。

中期的収支均衡

<改正のポイント>

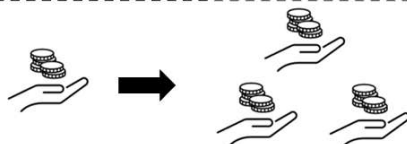
収支相償		中期的収支均衡
当該事業年度の収入と費用を比較	⇒	当該事業年度の収入と費用を比較、 過去4年間で赤字があれば通算可能
黒字が出た場合、 <u>2年間で解消</u>	⇒	黒字が出た場合、 5年間で解消
<u>各公益目的事業単位</u> （公1・公2単位）に収支相償を判定	⇒	公益目的事業全体 で中期的収支均衡を判定 ※公益目的事業単位ごとの収支状況については、損益計算書内訳情報で開示し、事業構造を確認
判定方法は、ガイドラインで規定	⇒	判定方法は、内閣府令で規定。財源の有効活用という制度趣旨等をガイドラインに記載

法施行後最初に開始する事業年度から適用 → **中期的収支均衡の判定フロー（次頁から）**

<資金活用のイメージ>



事業の対価収入に頼る芸術系の法人において、公演が上手いかず減少した収入減を、翌事業年度以降の公演の黒字で回復する



奨学金支給を行う法人において寄附金を集めるキャンペーンを行い（黒字）、翌事業年度以降、それを原資に支給を拡大する



思わぬ黒字があった場合に、より時間をかけて使途を検討し、新しい事業のために活用する

中期的収支均衡の判定フロー

令和7年事業年度から適用。新制度で単年度収支を計算し、令和7年事業年度からの黒字・赤字を翌事業年度以降に繰り越す。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
単年度収支	-20	10	-5	8	1	10	5	-2	-1	-1	-4	-1
↓各事業年度における通算後の額 (翌事業年度への繰り越し額)												
R7	-20											
R8	-10	0										
R9	-10	0	-5									
R10	-2	0	-5	0								
R11	-1	0	-5	0	0							
R12		0	0	0	0	5						
R13			0	0	0	5	5					
R14				0	0	3	5	0				
R15					0	2	5	0	0			
R16						1	5	0	0	0		
R17						0	2	0	0	0	0	
R18							1	0	0	0	0	0

R8の黒字をR7の赤字と通算して解消
通算後に残る額を更に繰り越し

過去四年間の赤字を通算可能。
R12であればR8～11分まで通算可

R12の黒字の一部をR14の赤字で解消

発生から5年以内に黒字解消
＝中期的収支均衡

発生から5年経過した黒字が存在。
中期的収支均衡が図られていないと判定

中期的収支均衡の判定フロー

中期的収支均衡が図られているのかを確認するため、以下の計算を毎事業年度終了後に実施（財務諸表の注記等に記載することを想定）。当該事業年度＝R12.4.1～R13.3.31としてシミュレーション。

STEP0. 当年度に繰り越された黒字・赤字の確認

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額
a R7.4.1～R8.3.31	150 円	
b R8.4.1～R9.3.31	300 円	0 円
c R9.4.1～R10.3.31	0 円	0 円
d R10.4.1～R11.3.31	0 円	0 円
e R11.4.1～R12.3.31	0 円	0 円

過去から繰り越した、解消すべき黒字（残存剰余額）、通算可能な赤字を発生年度別に確認

STEP1. 当年度の収支（黒字／赤字）の算定

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

	収入	費用
公益目的事業会計の損益計算書（一般純資産に係るものに限る）の経常収益、経常費用	1,000 円	1,100 円
減価償却費に係る調整（経常費用の控除対象）	円	△ 50 円
公益充実資金に関する収支（当期の取崩額（公益目的事業財産の取得等に係る部分を除く）を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載）	200 円	350 円
収益事業等から生じた利益の繰入額	50 円	
その他の事業（相互扶助等事業）から生じた利益の繰入額	50 円	
合計	1,300 円	1,400 円

損益計算書の一般純資産（一般正味財産）区分における経常収益・経常費用を記載

中期的収支均衡の計算上、過去、取得等の際に既に費用計上している資産についての減価償却費は、2重に費用計上しないよう、その分の減価償却費を費用額から控除

収入 ≥ 費用	収入 < 費用
年度剰余額 （収入－費用）	年度欠損額 （費用－収入）
A 円	B 100 円

中期的収支均衡の判定フロー

STEP2. 過去の黒字・赤字との通算

年度剰余額がある場合は、残存欠損額と通算し、年度欠損額がある場合は、残存剰余額と通算します。

年度剰余額がある場合	年度剰余額	通算額 (残存欠損額)	暫定残存剰余額 (A－C)	通算した残存欠損額の発生事業年度	b	c	d	e	
	A	円	D	通算額					円
過去の黒字との通算で 今年の赤字は零に				E	通算後に 残る額				円

年度欠損額がある場合	年度欠損額	通算額 (残存剰余額)	残存欠損額 (B－F)	通算した残存剰余額の発生事業年度	R7.4.1～ R8.3.31	R8.4.1～ R9.3.31	R9.4.1～ R10.3.31	R10.4.1～ R11.3.31	R11.4.1～ R12.3.31		
☒	B	100 円	F	100 円	G	0 円				円	
				残存剰余額	150	300	0	0	0	円	
				通算額	100	0	0	0	0	円	
				H	通算後に 残る額	50	300	0	0	0	円

古い事業年度に発生した黒字から解消（今年の赤字と通算）

古い事業年度に発生した黒字から解消（今年の赤字と通算）

STEP3. 残る黒字の解消措置

2. の通算後に暫定残存剰余額又は残存剰余額が残る場合、その額を公益目的保有財産の取得に充てること等(※)で解消することができる。【⇒解消策の内容は別様式に記載】(※)その他、コロナ禍における運転資金不足による借入金の元本返済等に充てた場合等

	R7.4.1～ R8.3.31	R8.4.1～ R9.3.31	R9.4.1～ R10.3.31	R10.4.1～ R11.3.31	R11.4.1～ R12.3.31	暫定残存剰余 額(D)	
解消対象となる 剰余額	50	300	0	0	0	0	円
I 解消額	50	10	0	0	0	0	円
J 翌事業年度に繰り 越す残存剰余額	0	290	0	0	0	0	円

3(別紙). 解消策の内容

解消策(剰余額の使途)及びそれにいくら充てたのか(解消額)を記載してください

解消内容	R7.4.1～ R8.3.31	R8.4.1～ R9.3.31	R9.4.1～ R10.3.31	R10.4.1～ R11.3.31	R11.4.1～ R12.3.31	暫定残存剰余 額(D)	
1 公益目的保有財産として××を60円で 取得	50	10					円
2							円
3							円
1 解消額合計	50	10					円

中期的収支均衡の判定フロー

STEP4. 翌年度に繰り越す黒字・赤字の算定

STEP5. 中期均衡の判定（5年経過しても解消していない黒字がないか）

翌事業年度に繰り越される黒字・赤字を基に、中期的収支均衡が図られているかを確認します。

	発生事業年度	残存剰余額		残存欠損額	
a	R7.4.1～R8.3.31	0	円		
b	R8.4.1～R9.3.31	290	円	0	円
c	R9.4.1～R10.3.31	0	円	0	円
d	R10.4.1～R11.3.31	0	円	0	円
e	R11.4.1～R12.3.31	0	円	0	円
f	R12.4.1～R13.3.31	0	円	0	円

黒字発生から5年間経過する前に解消、中期均衡クリア。

中期的な期間（5年間）における収支状況は基本的に法人の経営判断。

均衡を欠く場合には、その時点で事業構造の見直し等を求める監督措置

※ 収益事業等の収益の50%超を公益目的事業に繰り入れる場合は、別途の方法で算定（まず、事業費以外の公益目的事業のための資金需要・資金供給として、公益目的保有財産の取得・売却等を加味し、キャッシュベースで資金等が不足するかを確認。不足がある場合、その不足分を限度として50%超の繰入を行う。）。

収益事業等の利益額50%超を繰入する場合

下表の水色欄(■)を記載ください。黄色欄(■)は自動計算されます。

0. 前事業年度に算定した残存剰余額・残存欠損額・特例算定残存欠損額

前事業年度から繰り越した、過去の黒字・赤字を確認します。

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額	特例算定残存欠損額
a R7.4.1～R8.3.31	円		
b R8.4.1～R9.3.31	円	円	円
c R9.4.1～R10.3.31	円	円	円
d R10.4.1～R11.3.31	円	円	円
e R11.4.1～R12.3.31	円	円	円

1. 特例算定の可否の確認

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等をキャッシュベースで比較し、資金不足が発生する(特例収入が特例費用を上回る)場合に特例算定(収益の50%を超える繰入れ)をすることができます。

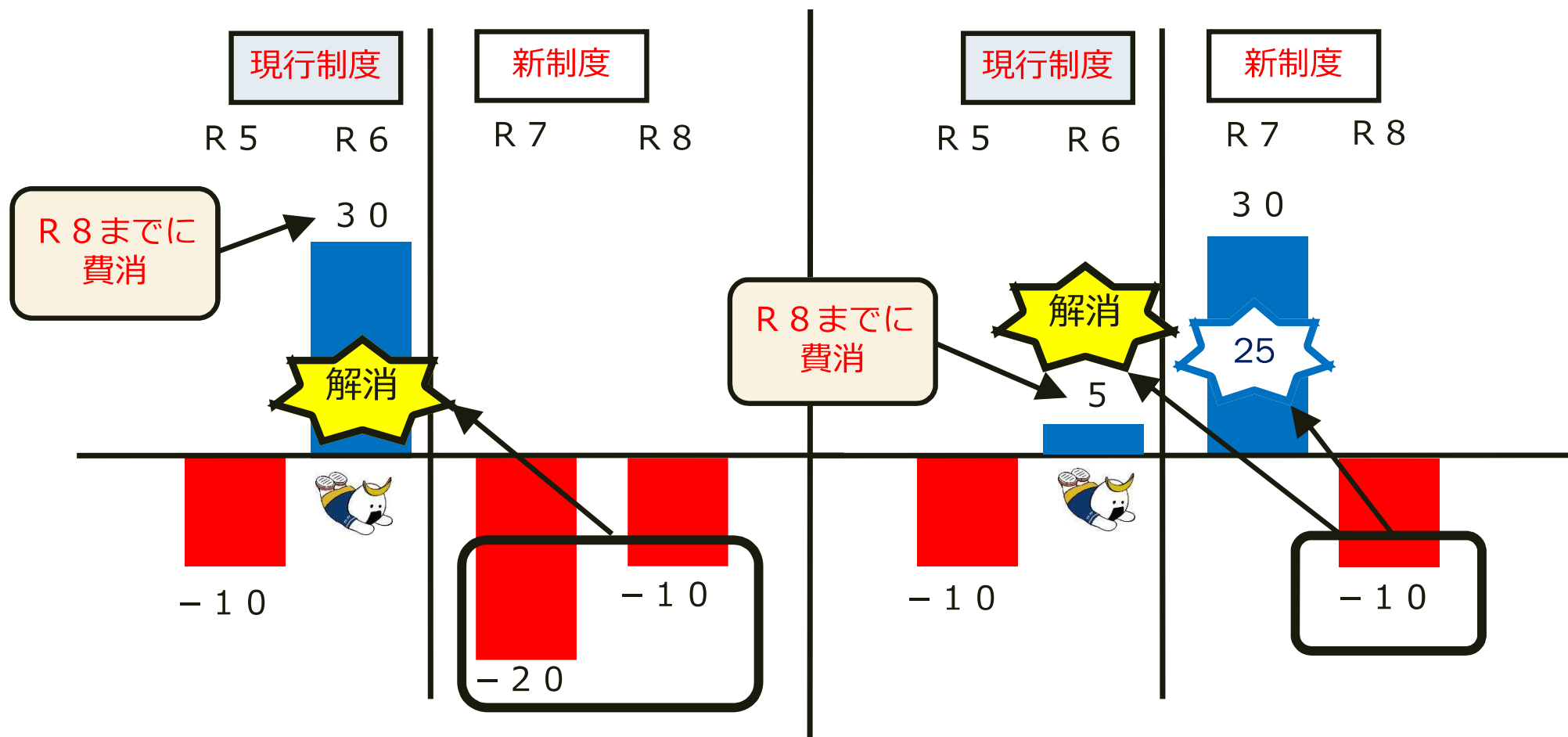
	特例収入	特例費用
公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収益、経常費用	円	円
減価償却費に係る調整(経常費用の控除対象)	円	△ 円
公益充実資金に関する収支(当期の取崩額を「収入」欄に、積立額(上限あり)を「費用」欄に記載)	円	円
公益目的保有財産に関する収支(売却に関しては売却収入額を「収入」欄に、取得等に関しては支出額を「費用」欄に記載)	円	円
4年以内に生じた(b～eに係る)特例算定残存欠損額の合計額	円	円
収益事業等から生じた利益の繰入額	円	円
収益事業から生じた利益の50%	円	
その他の事業(相互扶助等事業)から生じた利益の50%	円	
合計	円	円
		A 円

2. 特例算定残存欠損額の算定

1. で計算した資金不足(A)を補填するため、収益事業等から生じた利益の50%を超えて繰り入れます。

(特例費用－特例収入)	繰り入れた利益の50%を超える部分	特例算定暫定年度欠損額
A 円	円	B 円

中期的収支均衡の移行イメージ



公益充実資金

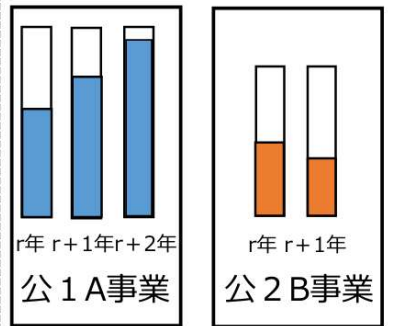


公益充実資金（概要）

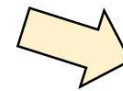
第1回F U会合資料
(検討を反映した修正あり)

- 資金活用について法人の経営判断を重視し、将来の公益目的事業を充実させるための資金（「公益充実資金(※)」）を規定
 - 積立て段階では本来費用計上されない公益充実資金の積立てを費用とみなす旨を規定
- (※)公益目的事業に係る「特定費用準備資金」及び「資産取得資金」を統合の上、より使いやすい制度として創設

【特定費用準備資金】



- ・各事業別に資金を積立て・管理
- ・期間は原則10年間を限度
- ・積立てを収支相償上の費用とみなす
- ・他の目的に使う場合、取り崩しが必要



(統合)

【公益充実資金】

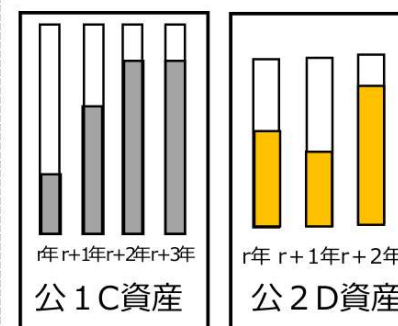
※イメージ

限度額

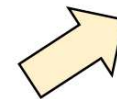
- A事業…所要額・予定時期
- B事業…所要額・予定時期
- C資産…所要額・予定時期
- D資産…所要額・予定時期

- 積立額を収支均衡の判定上費用とみなす
- 複数目的のための一つの資金として管理
(限度額の範囲内で目的変更可能)【府令】
- 透明性の向上（資金の明細を公表）【府令】

【資産取得資金】



- ・各資産別に資金を積立て・管理
- ・積立ては原則収支相償上の費用とはみなさない
- ・他の目的に使う場合、取り崩しが必要



(その他)

- ・収益事業等及び法人の運営に係る特定費用準備資金・資産取得資金は変更なし
- ・公益目的事業比率算定及び遊休財産(使途不特定財産)規制上限算定における扱いは特定費用準備資金・資産取得資金から変更なし

公益充実資金の管理

特定費用準備資金・資産取得資金
各事業別・資産別に資金を積立て管理
各公益目的事業（公1・公2）の黒字はそれ例外の事業のためには積み立て不可
資金の明細は各法人で備え置き

公1	特定費用準備資金A		同じ公1の中での別々に資金管理。使途の変更がある場合、取り崩して積み直す手続が必要			
内容		パロック展の				
取崩額	〇〇円	残高	〇〇円	実施時期	〇年〇月	

公1	資産取得資金B				
内容		パロック展のための絵画取得			
取崩額	〇〇円	残高	〇〇円	実施時期	〇年〇月

公1	特定費用準備資金C				
内容		キュレーター育成のための準備			
取崩額	〇〇円	残高	〇〇円	実施時期	〇年〇月



公1・公2の資金融通不可

公2	特定費用準備資金D					
内容		設立10周年コンサートの実施				
取崩額	〇〇円	残高	〇〇円	実施時期	〇年〇月	

⇒

⇒

⇒

公益充実資金
複数目的のための一つの資金として管理
公益目的事業間での資金融通可能。 将来の新規事業に備えた積み立ても可能
資金の明細は各法人で公表

公益充実資金					
必要額	〇〇円	残高	〇〇円	取崩額	〇〇円

各目的の必要額から全体の必要額を積み上げ

■パロック展実施のための準備

必要額：〇〇円 実施時期〇年〇月

実施時期が到来したら、必要な分を取り崩し

■パロック展のための絵画取得

必要額：〇〇円 実施時期〇年〇月

■キュレーター育成のための準備

必要額：〇〇円 実施時期〇年〇月

■設立10周年コンサートの実施

必要額：〇〇円 実施時期〇年〇月

公1・公2の資金融通可

公益充実資金を記載する様式イメージ

下表の水色欄(□)を記載ください。黄色欄(■)は自動計算されます。

1. 公益充実資金の前年度末明細

公益充実資金の前年度末額を確認します。

前年度末					
各資金の明細	実施時期(年度)	所要額	残高		
A(●●周年事業資金)	費用		円		円
B(施設改良資金)	資産		円		円
C(奨学金事業準備資金)	費用		円		円
D(インフラ整備資金)	資産		円		円
E(学術集会準備資金)	費用		円		円
			円		円

2. 公益充実資金の本年度末明細

公益充実資金の本年度末額を確認します。

当該事業年度開始日(西暦)	
---------------	--

本年度末							
前期末残高	取崩額(合計額)		取崩額のうち資産取得等以外	積立額	今期末残高	積立額残高	
	円		円	円	円	円	円
各資金の明細	実施時期(年度)	所要額	取崩額(個別)		備考		
A(●●周年事業資金)	費用		円	円	〇〇円分のみ実施		
B(施設改良資金)	資産		円	円			
C(奨学金事業準備資金)	費用		円	円			
D(インフラ整備資金)	資産		円	円			
E(学術集会準備資金)	費用		円	円			
F(▲▲施設取得資金)	資産		円	円			

3. 公益充実資金の積立内訳、積立基準額の算定値(中期的収支均衡の50%超繰入れ時用)

中期的収支均衡の観点で、50%を超えて繰入れをする際に使用する公益充実資金の各種算定値を確認します。

各資金の明細		期首積立内訳(算定値)		残り必要額(算定値)		支出までの残存期間		活動毎積立基準額(算定値)		積立基準額(算定値)	
A(●●周年事業資金)	費用		円		円	0	年		円		円
B(施設改良資金)	資産		円		円	1	年		円		
C(奨学金事業準備資金)	費用		円		円	2	年		円		
D(インフラ整備資金)	資産		円		円	3	年		円		
E(学術集会準備資金)	費用		円		円	4	年		円		
F(▲▲施設取得資金)	資産		円		円	10	年		円		

4. 公益充実資金と公益目的事業費率、使途不特定財産上限との関連値

公益目的事業費率及び使途不特定財産上限との関係で、公益充実資金における必要額を確認します。

各資金の明細	積立内訳(算定値、公益実施費用額に算入)	取崩内訳(公益実施費用額から控除)
A(●●周年事業資金)	費用	円
B(施設改良資金)	資産	円
C(奨学金事業準備資金)	費用	円
D(インフラ整備資金)	資産	円
E(学術集会準備資金)	費用	円
F(▲▲施設取得資金)	資産	円
合計		円

A 費用	特定(事業又は資産取得等の名称)
	●●周年事業資金
当該活動の内容	
計画期間(目的設定～実施)	西暦 年 月 ～ 年 月 月数(0 月)
所要額の算定方法	

B 資産	特定(事業又は資産取得等の名称)
	施設改良資金
当該活動の内容	
計画期間(目的設定～実施)	西暦 年 月 ～ 年 月 月数(0 月)
所要額の算定方法	

C 費用	特定(事業又は資産取得等の名称)
	奨学金事業準備資金
当該活動の内容	
計画期間(目的設定～実施)	西暦 年 月 ～ 年 月 月数(0 月)
所要額の算定方法	

D 資産	特定(事業又は資産取得等の名称)
	インフラ整備資金
当該活動の内容	
計画期間(目的設定～実施)	西暦 年 月 ～ 年 月 月数(0 月)
所要額の算定方法	

E 費用	特定(事業又は資産取得等の名称)
	学術集会準備資金
当該活動の内容	
計画期間(目的設定～実施)	西暦 年 月 ～ 年 月 月数(0 月)
所要額の算定方法	

F 資産	特定(事業又は資産取得等の名称)
	▲▲施設取得資金
当該活動の内容	
計画期間(目的設定～実施)	西暦 年 月 ～ 年 月 月数(0 月)
所要額の算定方法	

新「公益法人会計基準」の運用指針(素案) R6.9.30現在

遊休財産規制の見直し

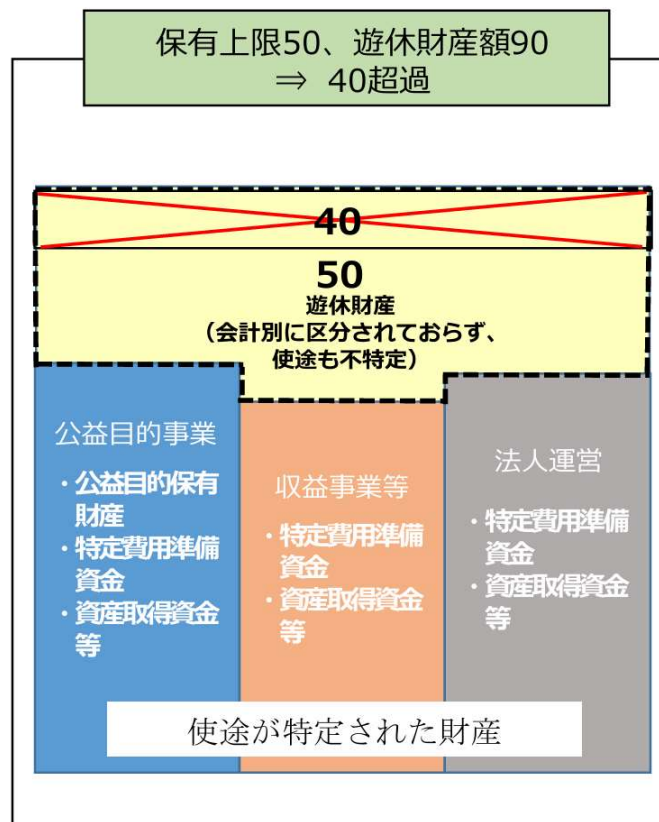


遊休財産規制の見直し

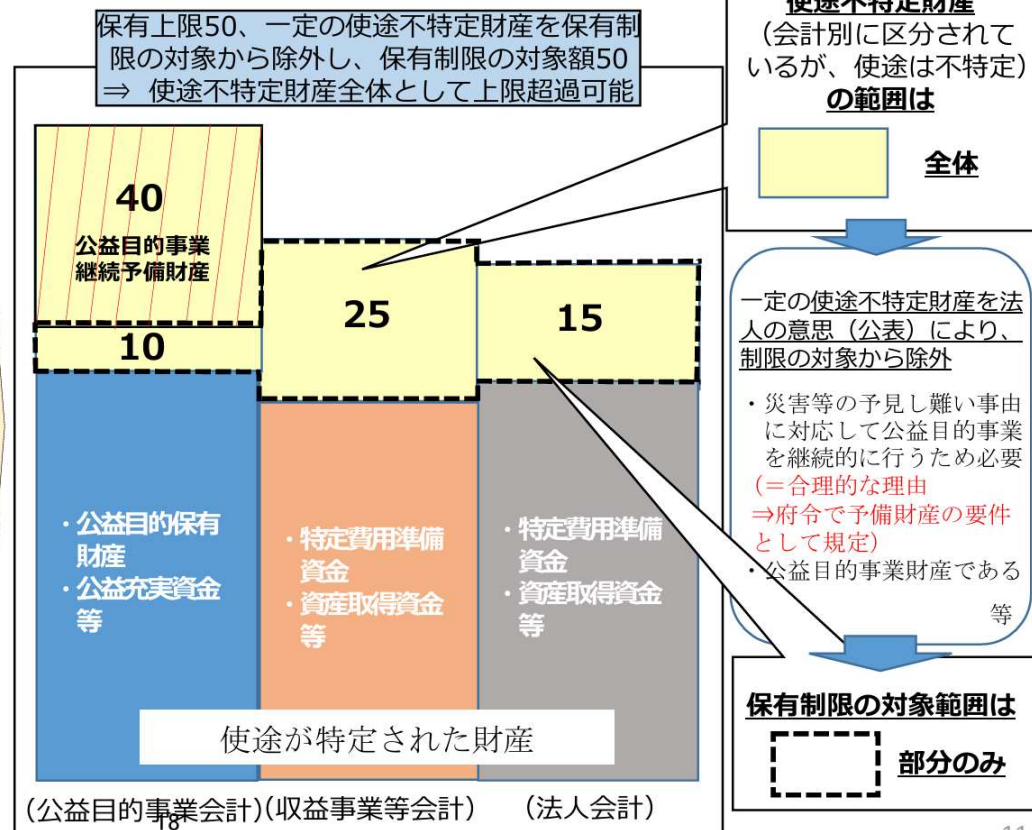
第1回F U会合資料
(検討を反映した修正あり)

- 保有制限の対象となる使途が特定されていない財産のうち、災害等の予見し難い事由に対応し、公益目的事業を継続するために必要となる公益目的事業財産（公益目的事業継続予備財産（予備財産））を、保有制限の対象から除外（＝安定した法人運営のための上限額を超過した財産の保有が法人の経営判断と説明責任で可能に）
- 保有の上限となる1年分の公益目的事業費は、過去5年間の事業費の平均額を基本とする【府令】（法令改正イメージ）

現 状



見直し後



使途不特定財産規制

<基本的な考え方>

- 多種多様な法人が、自らの事業内容などに鑑み説明責任を果たすことで、必要な財産を確保できるように
- 他方、法人内部で過大な財産が蓄積され、公益のために活用されない事態は避ける必要
- 予備財産額の妥当性（予見し難い事由において公益目的事業を継続するために必要な資金額）が重要

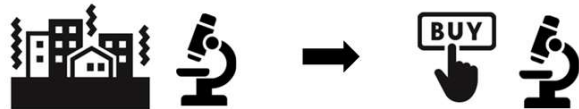
<具体策>

- 予備財産額の妥当性を確認するため、以下が満たされていることを予備財産の要件として規定【府令】
 - ① i 法人の事業内容、ii 資産及び収支の状況、iii 法人が想定する公益目的事業の継続が困難となる事態、当該事由が発生した場合に備えたiv 平時の取組の状況その他の事情に鑑み、公益目的事業を継続的に行うための資金を保有する必要性があること
 - ② 上記の必要性に基づき、当該事由が発生した場合において、公益目的事業を継続的に行うためにv 必要な金額（必要額）が算定されていること
 - ③ 予備財産額が必要額を超えないものであること
- ①～③の内容を毎事業年度の経過後三ヶ月以内に、法人自ら公表する必要。③については、財務諸表の注記又は附属明細書上で開示される使途不特定財産額の算定の中で明らかにする想定 → 予備財産を保有する場合の使途不特定財産額の算定プロセスのイメージ（次頁）

※ 法施行後最初に開始する事業年度から適用

<公益目的事業継続予備財産活用のイメージ>

※ i ～ v は、上記予備財産の要件中の項目にそれぞれ対応



i ii 高額の機器で研究を行う法人が iii 地震による機器の破損に備える

→ iv 予め緊急時においても研究機器の調達を行える調達先を確保（例えば、首都直下地震を想定している場合は、首都圏外の調達先を探す）しておき、v 再調達価格分を限度額として算定し予備財産を保有していたため、迅速に機器を再調達し研究事業を即座に再開



i 演奏会を行う法人が iii 感染症のまん延による演奏会の開催中止及び ii 中止期間の固定費の支払いに備える

→ iv 予め演奏会事業停止時の縮小体制計画を作成し、当該体制の下で、v 一定期間最低限の事業活動を維持するための固定費分を算定し予備財産を保有していたため、法人としての存続を維持しながら、自粛要請解除後、演奏会事業を即座に再開

使途不特定財産の算定様式イメージ

現行制度

別表C(1) 遊休財産額の保有制限の判定

事業 年度	自	年	月	日	法人コード	
	至	年	月	日	法人名	

この様式では、遊休財産額が、遊休財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。
遊休財産額は、以下の計算により算定します。

遊休財産額＝資産－(負債＋一般社団・財団法人法第131条の基金)－(控除対象財産－対応負債の額※)
※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。
なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算される
ことになってしまうためです。

1. 遊休財産額の計算に必要な数値の作成(下記3. 及び4. に必要な数値を作成します。)

資産の部			
流動資産計	1		円
固定資産			
控除対象財産(別表C(2)から転記)	2		円
その他の固定資産 4欄-2欄	3		円
固定資産計 5欄-1欄	4		円
記載要領			
網掛けの欄に数値を入力してください。 その他の欄は、自動的に計算されます。			
資産計	5		円

2. 遊休財産額の保有上限額(＝公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)の計算

損益計算書上の公益目的事業に係る事業費の額	17		円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ	18		円
商品等譲渡に係る原価相当額	19		円
特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額 (別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ))	20		円
計 (17欄+18欄+19欄)	20		円

負債の部			
流動資産に直接対応する負債の額	6		円
控除対象財産に直接対応する負債の額 32欄	7		円
その他の固定資産に直接対応する負債の額	8		円
引当金勘定の合計額 35欄	9		円
その他負債の額 11欄-6欄-7欄-8欄-9欄	10		円
負債計 26欄	11		円
正味財産の部			
一般社団・財団法人法第131条の基金 27欄	12		円
指定正味財産の額 33欄	13		円
一般正味財産の額 15欄-12欄-13欄	14		円
正味財産計	15		円
負債及び正味財産合計 5欄(11欄+15欄と同額)	16		円

公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	21		円
財産の譲渡損、評価損等の額	22		円
特定費用準備資金の公益実施費用額からの控除額 (別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ))	23		円
控除額計 (21欄+22欄+23欄)	24		円

新制度

別表C(1) 使途不特定財産額の
保有制限の判定

事業 年度	自		法人コード	
	至		法人名	

この様式では、使途不特定財産額が、使途不特定財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。
使途不特定財産額は、以下の計算により算定します。

使途不特定財産額＝資産－(負債＋一般社団・財団法人法第131条の基金)－(控除対象財産－控除対象財産の対応負債の額※)－予備財産額

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。
なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算される
ことになってしまうためです。

1. 使途不特定財産額の計算に必要な数値の作成(下記3. 及び4. に必要な数値を作成します。)

資産の部				負債の部			
控除対象財産の額(●●から転記)	2		円	控除対象財産に直接対応する負債の額	6		円
流動資産(控除対象財産以外)の額			円	流動負債(控除対象財産以外)に直接対応する負債の額	7		円
固定資産(控除対象財産以外)の額			円	固定負債(控除対象財産以外)に直接対応する負債の額	8		円
				引当金勘定の合計額	9		円
				その他負債(各資産に直接対応しない負債)の額	10		円
				負債の合計額	11		円
純資産の部				純資産の部			
				一般社団・財団法人法第131条の基金の額			円
				指定純資産の額			円
				一般純資産の額			円
資産計	5		円	負債の部及び純資産の部合計	11		円

2. 使途不特定財産額の保有上限額(＝公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)の計算

事業年度(過去5年間)	公益目的事業の実施に要した 費用の額に準ずる額	20 保有上限額
R7.4.1～R8.3.31		☒ 基本(過去5年間の平均値) 円
R8.4.1～R9.3.31		☐ 当該事業年度の値 円
R9.4.1～R10.3.31		☐ 前事業年度の値 円
R10.4.1～R11.3.31		
R11.4.1～R12.3.31		

(当該事業年度にける公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)

当該事業年度	円	円
損益計算書上の公益目的事業に係る事業費(一般 経費及び指定純資産に係るもの)の額		円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ 商品等譲渡に係る原価相当額		円
公益充実資金の積立額(上限あり)(●●から転記)		円
計	0 円	控除額計 0 円

新「公益法人会計基準」の運用指針(素案) R6.9.30現在

現行制度

3. 遊休財産額の計算

資産 5欄	25	円
負債 11欄	26	円
一般社団・財団法人法第131条の基金 12欄	27	円

4. 対応負債の額の計算(次の2つの方法のうちいずれかを選択し、○を記載してください。)

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法		
控除対象財産の額 2欄	31	円
控除対象財産に直接対応する負債の額 7欄	32	円
指定正味財産の額 13欄	33	円
31欄-32欄-33欄	34	円
引当金勘定の合計額 9欄	35	円
各資産に直接対応する負債の額 6欄+7欄+8欄	36	円
その他負債の額 10欄(11欄-35欄-36欄と同額)	37	円
一般正味財産の額 14欄(5欄-11欄-12欄-13欄と同額)	38	円
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円

公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法

公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法		
控除対象財産の額 2欄又は28欄	31	円
指定正味財産の額 13欄	33	円
31欄-33欄	34	円
引当金勘定の合計額 9欄	35	円
その他負債の額 11欄-35欄	37	円
一般正味財産の額 14欄(5欄-11欄-12欄-13欄と同額)	38	円
対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円

【判定結果】

遊休財産額の保有上限額 20欄-24欄	40	円
遊休財産額 30欄	41	円
遊休財産額の保有上限額の超過の有無	42	

新制度

3. 使途不特定財産額の計算

資産 5欄	24	0 円
負債 11欄	25	0 円
一般社団・財団法人法第131条の基金 12欄	26	0 円

控除対象財産の額 2欄	27	0 円
対応負債の額 39欄	28	0 円
予備財産額	29	0 円
使途不特定財産額 24欄-25欄-26欄-27欄+28欄-29欄 (0以下の場合は0)	30	0 円

4. 控除対象財産に対応負債の額の計算(次の2つの方法のうちいずれかをリストから選択してください。)

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法		
控除対象財産の額 2欄	31	0 円
控除対象財産に直接対応する負債の額 6欄	32	0 円
指定純資産の額	33	0 円
31欄-32欄-33欄	34	0 円
引当金勘定の合計額 9欄	35	円
各資産に直接対応する負債の額 6欄+7欄+8欄	36	0 円
その他負債の額 10欄(11欄-35欄-36欄と同額)	37	0 円
一般純資産の額	38	0 円
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	0 円

公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法

公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法		
控除対象財産の額 2欄	31	円
指定純資産の額	33	円
31欄-33欄	34	0 円
引当金勘定の合計額 9欄	35	円
その他負債の額 11欄-35欄	37	0 円
一般純資産の額	38	0 円
対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円

【判定結果】

使途不特定財産額の保有上限額 20欄	40	
使途不特定財産額 30欄	41	
使途不特定財産額の保有上限額の超過の有無	42	

事業年度が1年でない場合は、欄外の第40欄の値が転記されます。

遊休財産(使途不特定財産)の移行イメージ

